

条 例

議会の議決を経た「千曲市議会委員会条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和8年8月3日

千曲市長 小川 修 一

千曲市条例第27号

千曲市議会委員会条例の一部を改正する条例

千曲市議会委員会条例（平成15年千曲市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員会の定数及び所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会 7人

- ア 議会事務局の所管に属する事項
- イ 総務部の所管に属する事項
- ウ 企画政策部の所管に属する事項
- エ 会計課の所管に属する事項
- オ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- カ 監査委員の所管に属する事項
- キ 公平委員会の所管に属する事項
- ク 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
- ケ 他の委員会の所管に属しない事項

(2) 社会文教委員会 7人

- ア 市民環境部の所管に属する事項
- イ 健康福祉部の所管に属する事項
- ウ 福祉事務所の所管に属する事項
- エ 教育委員会の所管に属する事項

(3) 経済建設委員会 6人

- ア 経済部の所管に属する事項
- イ 文化観光スポーツ部の所管に属する事項
- ウ 建設部の所管に属する事項
- エ 農業委員会の所管に属する事項

(4) 予算決算委員会 19人

- ア 予算に関する事項
- イ 決算に関する事項

ウ 総合計画に関する事項

- 2 議員は、前項第1号から第3号までに規定する常任委員会のいずれかの委員になるものとする。
- 3 議長を除く議員は、第1項第4号に規定する予算決算委員会の委員になるものとする。

第18条第1項を次のように改める。

委員会は、原則公開するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

